

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 母性保護・その2

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 母性保護・その2

#### 母性保護その2

出産前6週間以内の女性が、休業を請求した場合(労働基準法第65条 産前産後)就業させてはならないとしていますが、多胎妊娠の場合は、14週間となっています。

また、出産後8週間を経過しない女性については、休業申請の有無に関わらず就業させることはできません。

産前休業については、就業規則に則って定められた方法で請求しますが、口頭で行っても問題はありません。

##### 1. 休業の例外

6週間以内に出産する予定の女性が休業を申請しない場合は、就業させることができます。

産後6週間を経過した女性が請求した場合、医師が支障ないと認めた場合、就業させることができます。

##### 2. 出産の範囲

出産は妊娠4ヶ月以上の分娩とし、死産も含まれます。また、法的には、出産当日は産前とされます。

6週間以内に予定されていた出産日が遅れた場合、予定日より出産当日までの間は産前の休業となります。

※1ヶ月は28日として計算、「4ヶ月以上」とは、4ヶ月目の初日からをさします、つまり「28日×3+1」で「85日以上」のことをさします。

##### 3. 賃金

労働基準法では、休業中の賃金支払い義務はありません。それぞれの会社における労働協約や就業規則に基づいて実施されます。会社から賃金が支払われない場合、1日当たり健康保険法の標準報酬日額の2/3相当額が出産手当として、産前休業6週間(42日・多胎妊娠の場合は、98日)と産後8週間(56日)の期間中に支給されます。

出産した場合には、健康保険から、出産育児一時金が支給されます。

(死産でも4ヶ月以上であれば支給されます)

出産手当金を受給できるのは、被保険者であるのに対し、出産育児一時金は、被保険者が男性の場合で、配偶者が出産した場合「家族出産育児一時金」として支給されます。

詳しくは、全国健康保険協会または、健康保険組合にお問い合わせください。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.